

< 担い手への農地集積等（協定農用地の拡大を含む）に取り組む事例 >

制度と共に成長した組織を中心に農業生産活動に取り組む

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県 <small>あぶちよつ づく</small> 阿武町・宇久			
協 定 面 積 11.12ha	田（100%）	畑（%）	草地（%）	採草放牧地（%）
	水稲、大豆、人参			
交 付 金 額 160 万円	個人配分			40%
	共同取組活動 （60%）	役員報酬		7%
		農地維持管理費		5%
		水路・農道維持管理費		19%
	体制整備に向けた活動費等		29%	
協定参加者	農業者33人、非農業者10人、1組織（構成員53人）			

2. 取組に至る経緯

宇久地区においては、国営土地改良事業により地区内の農用地 18.8ha のうち 15.1ha は基盤整備済みであるが、農業を専業として行う農家がなく、兼業農家と高齢化により地区内での農業の担い手不足となり、農用地の営農や保全について支障が出てきた。

平成 12 年度から始まった第 1 期対策の実施により、地区内の農業について協議を重ねる場が出来る事で、集落営農への関心が高まり、この事に関する研修・視察等を重ねてきた。しかし、組織の中心となるべき農業者の大半が兼業農家であったため、組織化するに至らなかった。

その後、平成 16 年頃より、専従で農作業従事が出来て、役員となり得る農業者が数名現出してきた事により、第 2 期対策初年度の平成 17 年度に特定農業団体の「宇久集落営農生産組合」を設立することで、稲作の共同作業化と、転作田等の団地化により野菜等の畑作物の計画的栽培を実施する。

また、第 3 期対策初年度の平成 22 年度には、特定農業法人「宇久ファーム」を設立し認定農業者となる。

3. 取組の内容

作業の省力化のため、交付金を活用して、法人の共同利用機械の購入、鳥獣被害防護柵の設置、また農道・水路等の整備工事を進めていく。



【ニンジン播種作業】



【大豆収穫作業】

[集落の将来像]

集積対象者である地区内の特定農業法人を核とした農業生産活動等を、より一層推し進める事により集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備を構築する。またこれを維持継続する事により、地域の実情に即した持続的な農業生産活動等を行うため、特に収益が上がる作物への取組みを進めていく。



[将来像を実現するための活動目標]

担い手への農地集積

共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(11.12ha)

特定農業法人、個人

水路・農道等の管理

- ・水路約2.8km、
年2回清掃、草刈り
- ・農道約4.5km、
年2回点検・補修、草刈り
- ・農地法面は、日常作業の中で注視し常時点検実施

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約0.5ha、年1回)

共同取組活動

景観作物作付け
(景観作物として菜の花を
約0.29ha作付)

個人

農業生産活動の体制整備

担い手集積化
(地区内の特定農業法人と
集落協定参加者との間で
賃借権による利用権設定
で約7.5ha(67.4%)を集積、
今後も継続)

共同取組活動

加算措置としての取組等

法人設立加算
【特定農業法人】
(新たに特定農業法人が設
立する事による加算)

共同取組活動



集落外との連携

なし

4. 今後の課題等

水稲を中心としながら、消費者ニーズに対応した用途別生産や、時流に合った品目を選択し、有機栽培などにより高付加価値作物を生産することで、法人の収益増を図り、法人経営を安定させる。また機械化を促進することで、同時に省力・低コスト生産を進めていく。

[第2期対策の主な成果]

特定農業団体「宇久集落営農生産組合」を設立し、基幹的農作業のうち3種類以上(耕起、代かき、田植え)を、農用地面積の65.52%(7.2877ha)以上について、受委託契約により作業を行う。

農地法面や水路、農道等の補修・改良を行う。